

事 務 連 絡  
令和 5 年 6 月 1 4 日

給付費（委託費）ご担当者 様

幼 保 運 営 課  
(助成第2班 給付担当)

## 保育所等における常勤保育士等及び短時間保育士等の定義について

平素より、本市こども未来行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、公定価格の算定基準上の「保育所等における常勤保育士等及び短時間保育士等の定義について」、下記の取り扱いとしますのでご連絡いたします。

### 記

#### 1 保育所等における常勤保育士等及び短時間保育士等の定義について

##### <変更前：常勤の定義>

各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間以上の者

##### <変更後：常勤の定義>

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者
- ② 上記以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者

##### <変更後：短時間の定義>

常勤以外の者

#### 2 短時間保育士等を配置基準等の定数の一部に充てる場合について

各施設・事業所の就業規則で定める勤務時間を基準に常勤職員数に換算する。

(算式)

短時間保育士等の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 就業規則で定めた常勤時間数  
＝常勤換算値（少数点以下の端数処理は行わない）

#### 3 対象施設

保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

#### 4 適用日

令和5年6月7日（水）

※適用日以前の常勤・短時間保育士等の取り扱いについては、定義変更前の取り扱いによるものとなります。6月分の加算については、6/1で適否を判断しますので、変更前の定義に基づき申請してください。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先)  
幼保運営課助成第2班 角田・尾関  
TEL 043-245-5735  
MAIL unei-josei@city.chiba.lg.jp